



まん延防止等重点措置区域外の

飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金のご案内
(第9期：4月20日～5月11日要請分)

まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、第9期の要請期間を8日前倒しし、5月11日までとなりました。これに伴い申請期間が変更となります。

まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、要請期間を変更しました。
・4月20日～5月19日 → 4月20日～5月11日

【申請期間】

電子申請 令和3年5月18日(火)～令和3年7月12日(月)

郵送申請 令和3年5月12日(水)～令和3年7月12日(月)

埼玉県による営業時間短縮等の要請にご協力いただいた飲食店(カラオケ店、バー等を含む)を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

支給額

1店舗当たり 55万円～165万円(中小企業、全期間協力の場合)

前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動します。

主な支給要件

- 原則として、令和3年4月20日から令和3年5月11日までの全ての期間^{*1}において、要請に応じ、**夜21時から翌朝5時までの間の営業を行わない(休業含む)**こと。
※酒類を提供する飲食店は、**酒類の提供を朝11時から夜20時まで**としていること。
なお、令和3年4月28日から令和3年5月11日までの間は、**酒類の提供を自粛(一人、又は同居家族のみのグループを除く。)**していること。
※**通常時は夜21時以降まで営業**をしていたこと。
- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。^{*2}
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

*1 準備等のため協力開始が4月20日に間に合わない場合でも、協力開始日から5月11日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。

*2 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は取得後速やかに掲示をお願いします。

よくあるお問い合わせ

Q1 感染防止対策である、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証は必要ですか。

A1 まん延防止等重点措置の区域外では、必要ありません。ただし、同様の感染防止対策を講じることを推奨します。

Q2 支給額の算出方法は。

A2 前年又は前々年の1日当たりの売上高^{*}を基に算出します

^{*}8.3万円～25万円の場合は、売上高×0.3（千円未満切上げ、千円単位）

^{*}売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（最大20万円、下限なし、千円未満切上げ、千円単位）

1日当たり売上高	1日当たり支給額
～8.3万円	2.5万円
8.3～25万円	2.5万円～7.5万円
25万円～	7.5万円

Q3 これまで（第1期～第8期）は営業時間を短縮していなかったが、申請することはできますか。

A3 申請できます。

Q4 時短営業の要請期間とはいつからいつまでですか。

A4 4月20日（火）午前0時から5月11日（火）午後12時までの全ての期間です。

※この期間の**営業時間**を午前5時から**午後9時まで**に短縮してください。

Q5 全ての期間において、営業短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか。

A5 途中で営業時間短縮を止めた場合には協力金は支給されません。

ただし準備等のため協力開始が4月20日に間に合わない場合でも、協力開始日から5月11日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。

Q6 まん延防止等重点措置区域内と区域外の両方に店舗を有している場合の申請方法は。

A6 区域内と区域外では支給額等が異なるため、別々に申請する必要があります。

（区域外の店舗だけをまとめて申請することは可能です）

Q7 令和3年4月28日から令和3年5月11日までの間、酒類は一切提供してはいけないのですか。

A7 一人、又は同居家族のみのグループへの酒類の提供は自粛の対象外です。

Q8 従来から午後9時までの営業としている場合でも対象となりますか。

A8 対象となりません。**通常時は午後9時以降まで営業をしていた店舗**が、要請に応じて、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。

Q9 まん延防止等重点措置区域内と区域外の違いは何ですか。

A9 協力金の算定方法、短縮を要請する営業時間が異なります。また、区域内の店舗への協力金の支給には、現地確認による彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証が必要となります。

申請方法

電子申請 * 郵送でも申請できます。

○支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話 : **0570-000-678**（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）